

以下のとおり示していた新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の臨時的な実施方法については、令和5年5月8日からその取扱いを終了します。

~~~~~

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る 障害者(児)への相談支援の実施について

令和2年2月25日付で厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について」の通知がありました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談支援の実施について柔軟な取り扱いを可能とするものです。

この通知を受け、伊勢崎市としての取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、相談支援を実施する際には十分ご留意願います。

なお、この取り扱いについては、今後、国からの通知等により変更することがあります。

### 1. サービス新規利用者にかかるサービス利用支援(計画作成)の実施方法

サービス新規利用者にかかる最初の「サービス利用支援(計画作成)」については、面談での実施を必須とします。実施の際には、室内の換気やマスクの着用、一定の距離を保つ等、万全の感染予防策を講じてください。

### 2. 1以外の相談支援の実施方法

「サービス利用支援(計画作成)」、「継続サービス利用支援(モニタリング)」、「サービス担当者会議」などについて、原則、面談で実施してください。

ただし、新型コロナウイルス感染症を理由として利用者(家族)から面談を拒否された場合等に、例外的に面談以外の方法(電話等)で実施することを可能とします。

なお、この例外的な取り扱いをする場合には、利用者等に丁寧に説明するとともに、モニタリング報告書等に、実施方法について必ず記載してください。

### 3. 同意署名欄の取り扱い(面談以外で実施した場合)

「サービス等利用計画案」、「モニタリング報告書」などにおける利用者署名欄については、郵送等のやりとりによって記載してください。

### 4. その他

- (1) 本取り扱いの対象者は、伊勢崎市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- (2) 今回お示している内容については、新型コロナウイルス感染症への対応のための、現時点の取扱いであり、今後の感染症拡大の動向により変更になることもあります。
- (3) サービスの利用状況について、市から利用者本人(家族等)に確認をさせていただく場合もありますので、通常と異なる実施方法で相談支援を行う際には、必ず、事前に利用者本人(家族等)に説明をしてください。
- (4) 不明な点は、基幹相談支援センター、または市障害福祉課までお問い合わせください。